

鹿屋市子ども食堂物価高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けながらも、子どもの孤食解消、保護者の支援等を行う取組として鹿屋市内（以下「市内」という。）で子ども食堂を実施している団体に対し、予算の範囲内において鹿屋市子ども食堂物価高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども食堂」とは、子どもたちに対し、無料又は低額で栄養のある食事を提供（弁当、配食等による提供を含む。）し、子どもと地域をつなげるボランティア活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に活動拠点を有し、主に市内で子ども食堂を実施している団体であって、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱第4の規定により鹿児島県子ども食堂登録簿に登録されている子ども食堂を実施している団体又は鹿屋市社会福祉協議会が主催する鹿屋市子ども食堂ネットワーク連絡会に参加している団体
- (2) 市内で定期的（おおむね2月に1回以上）に子ども食堂を実施している団体
- (3) 物価高騰対策の影響を子ども食堂の利用料に転嫁していない団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内で子ども食堂を実施する際に必要となる経費であって、次の表に掲げるものとする。

補助対象経費	内容
備品購入費	冷蔵庫、冷凍庫、炊飯器その他の備品（食事の提供のために直接必要なものに限る。）の購入費
施設改修費	子ども食堂を実施する施設の改修費

消耗品費	食器、紙製品、ラップ、ごみ袋、雑巾、コピー用紙、模造紙等
光熱水費	電気、ガス、水道使用料
賃借料	会場使用料、機器レンタル料等
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット、冊子等の印刷製本費
修繕費	食事の提供のために直接必要な備品又は子ども食堂を実施する施設の修繕費
委託料	業務委託料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、20万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書及び収支予算書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市子ども食堂物価高騰対策事業活動実績・計画報告書（別記様式）
- (2) 鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱第5の鹿児島県子ども食堂登録通知書の写し又は子ども食堂を運営する団体の会則、規約、定款、設立趣意書等の運営の趣旨や方法が分かるもの及び子ども食堂を運営する団体の役員等名簿、会員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条第1項の事業実績報告書及び収支精算書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第6条関係）

鹿屋市子ども食堂物価高騰対策事業活動実績・計画報告書

子ども食堂名：_____

活動月	活動頻度	食事提供数	提供形態別内訳			実績・見込
			食堂	弁当	購入食材配布	
4月	回	食	0	0	0	実績値
5月	回	食	0	0	0	実績値
6月	回	食	0	0	0	実績値
7月	回	食	0	0	0	実績値
8月	回	食	0	0	0	実績値
9月	回	食	0	0	0	実績値
10月	回	食	0	0	0	実績値
11月	回	食	0	0	0	実績値
12月	回	食	0	0	0	実績値・見込値
1月	回	食	0	0	0	実績値・見込値
2月	回	食	0	0	0	実績値・見込値
3月	回	食	0	0	0	実績値・見込値
計	回	食	0	0	0	

注 12月から翌年3月までは実績値又は見込値の該当する方を○で囲んでください。

申請において、次の要件を満たしている場合は☑を付けてください。
 なお、原則として、全ての要件を満たしていない場合は、申請できません。

- 鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱第4の規定により鹿児島県子ども食堂登録簿に登録されている子ども食堂を実施している団体又は鹿屋市社会福祉協議会が主催する鹿屋市子ども食堂ネットワーク連絡会に参加している団体です。
- 申請時点において、前月から起算して過去6か月の間に、おおむね2月に1回以上の子ども食堂の活動実績があります。
- 子ども食堂の運営に当たっては、責任者を配置し、安全に配慮して実施しています。
- 補助金の支給申請後も子ども食堂の活動を継続します。
- 補助金の交付を受けた場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管します。
- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
- 虚偽の申請等により補助金の交付を受けた場合は、速やかに補助金を返還します。

上記事項の申請内容の一切について事実と相違ないことを誓約します。

団体名 _____ :
 代表者氏名 _____ :

印